

随意契約理由書（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）

1 随意契約に至る経緯

本工事は、交差点29箇所交通信号設備を更新する工事であるが、条件付一般競争入札として令和2年3月11日に公告し、同年4月9日に開札したものの、最低制限価格を下回ったため、入札取り止めとなった。

2 随意契約理由

信号機改良等工事は機器製作と設置工事を分離発注しており、機器製作と設置工事の公告、開札及び工期は同日で設定している。今回、設置工事については、開札の結果、落札候補予定者が決定している。

このような状況で再度公告入札に付すと、設置工事の着工に遅れが生じ、工期内に工事を完了できないおそれがある。仮に、設置工事の工期を延長すると諸経費が増額することになり不必要な経費負担が生じる。

また、案件を細分化して入札を実施しても、入札手続に要する期間相当の工期の短縮は図れない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約を行うもの。

以 上